

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 9 日

大分市長 足立 信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

(1)委託業務名	漁港施設機能強化事業 神崎漁港防波堤整備基本実施設計業務委託
(2)履 行 場 所	大分市大字馬場
(3)履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで
(4)業務の概要	基本設計 一式 実施設計 一式
(5)予 定 価 格	¥12,134,100.-（消費税及び地方消費税を含む。） ¥11,031,000.-（消費税及び地方消費税を除く。） なお、本業務委託は最低制限価格制度を適用する。（【別紙 1】を参照）
(6)支 払 条 件	前 払 金 有 部 分 払 なし
(7)備 考	

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者に限り入札参加を認める。

(1) 共通事項

① 入 札 参 加 者 の 資 格	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
② 指 名 停 止 の 有 無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
③ 暴 力 団 排 除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
④ 不 渡 り 等 の 有 無	開札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
⑤ 倒 産 手 続 等 の 有 無	次のいずれにも該当しない者であること。（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。） ア.破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ.会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ.民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

⑥ 電 子 登 録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。
-----------	---------------------------------

(2) 本案件に関する事項（表中、○印を付したものを要件とする）

区 分	適用	要 件				
① 業 種	○	業種区分 土木コンサル（港湾及び空港）（公告日において、「大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱」（平成１７年大分市告示第１７００号）により、この業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。）				
② 年間平均実績高	—					
③ 本 店 所 在 地	○	大分市内に本店があること。				
④ 女 性 技 術 者	—					
⑤ 若 手 技 術 者	—					
⑥ 配 置 技 術 者	○	照査技術者及び管理技術者は、下表に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の業種においては、照査技術者と管理技術者は兼任できない。 <table><tr><td>照査技術者</td><td>・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名</td></tr><tr><td>管理技術者</td><td>・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名</td></tr></table>	照査技術者	・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名	管理技術者	・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名
照査技術者	・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名					
管理技術者	・別添「資格種類別担当業務内容一覧表」（第６段階）に記載されている土木コンサルタント（港湾）に係る有資格者１名					
⑦ そ の 他 事 項	—					

3 入札手続等（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 担 当 課	大分市 総務部 契約監理課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 (電話) 097-537-5714		
(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法	① 交 付 期 間	令和8年6月9日（火）から 令和8年6月24日（水）午後5時まで	
	② 交 付 場 所	(1)担当課に同じ。	
	③ 交 付 方 法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 (大分県共同利用型 入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)	
(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法	① 閱 覧 期 間	(2)の①に同じ。	
	② 閱 覧 方 法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用のCD-Rを契約監理課に持参して提出すること。	
(4) 設計図書等の質疑応答	① 質 問	提 出 方 法	書面を持参又は電子メール。ただし、電子メールで提出する場合は、提出前に(1)担当課に電話連絡を行うこと。 e-mail : keiyaku@city.oita.oita.jp
		提 出 期 間	令和8年6月10日（水）から 令和8年6月19日（金）まで (午前8時30分から午後5時まで)
		提 出 場 所	(1)担当課に同じ。
	② 回 答 の 閱 覧	閱 覧 期 間	質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、入札書受付締切日まで午前8時30分から午後5時まで
		閱 覧 方 法	電子入札システムによる (※電子入札システムにより閲覧できない場合は、

			(1)担当課の場所において閲覧に供する。)	
(5)競争入札参加資格 確認申請書及び競 争参加資格確認資 料(以下「申請書等」 という。)の提出	① 提 出 期 間	令和8年6月9日(火)から 令和8年6月22日(月)午後5時まで		
	② 提 出 方 法	原則として電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。		
			アプリケーション	ファイル形式
		ア	Microsoft Word	・ Word 文書 (.docx) ・ Word97-2003 文書 (.doc)
		イ	Microsoft Excel	・ Excel ブック (.xlsx) ・ Excel97-2003 ブック (.xls)
		ウ	その他	・ PDF (.pdf) ・ テキストファイル (.txt)
		()は拡張子		
	③ 提 出 様 式 (○を付した様式 を作成・提出す ること)	○ 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号(その3)	
— 測量等実績高の写し				
— 履行実績	様式第2号(その2)			
— 配置予定技術者の資格等	様式第3号(その2)			
(6) 現 場 説 明 会	実施しない。			
(7) 入 札 保 証 金	免除する。			
(8) 入 札 及 び 積 算 内 訳 書 の 提 出	① 提 出 期 間	令和8年6月23日(火) 午前9時から 令和8年6月24日(水) 午後5時まで		
	② 積 算 内 訳 書 の 作 成	書式は、作成例を参考に設計図書にある各項目(土木積算の場合は業務費内訳書の費目・工種・種別・細目、建築積算の場合は内訳の名称)に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 積算内訳書は入札書に添付すること。(ただし、契約担当者が特に認めるときは、この限りではない。) ファイル形式は(5)の②と同じ。		
	③ 入 札 方 法	原則として電子入札システムによる。		
	④ 入 札 回 数	原則として1回とする。		
	⑤ そ の 他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
(9) 開 札	① 開 札 予 定 日 時	令和8年6月25日(木) 午前11時00分		
	② 開 札 場 所	大分市荷揚町2番31号 大分市役所9階 第1入札室		
	③ 開 札 の 立 会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。(「大分市電子入札立会要領」を参照)		
	④落札者決定の保留	開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。		
(10) 事 後 審 査 及 び 入 札 結 果 の 公 表	① 事 後 審 査	開札後に、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査する。 ア 最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合は、最低価		

		格入札者を落札者とする。 イ 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。 なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、以降同様の手続を行う。
	② 入札の無効	10の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は 無効 とし、その結果を通知する。
	③ 入札結果の公表	10の①事後審査により落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
11 入札参加者の公表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加せなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

4 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、3の10の②入札の無効の通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約担当者に対し競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は3の(1)担当課とする。
(2) 回答	(1)の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 予定価格を上回る入札 (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 (8) 郵送による入札 (9) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない入札 (10) 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (12) 申請書等を提出しなかった者のした入札（未記入の場合を含む。） (13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 （※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。） (14) 入札参加制限を受ける者のした入札 (15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札 (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税等相当額を除く。）又は業務価格計（消費税等相当額を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札 (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

6 その他

(1) 開札後の 異議申立て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(2) 落札候補者の 行った入札の無効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
(3) 落札者決定の 取消等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結〔議会の議決に付すべき契約（以下「議会案件」という。）の場合は、仮契約後の議会の議決〕までの間に落札者が、(2)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
(4) 契約保証金の納付	契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ① 利付き国債の提供 ② 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
(5) 契約保証金の免除	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
(6) 定めのない事項	この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成18年11月28日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
(7) 情報公開	入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）に基づく情報公開の対象とすることがある。
(8) 照会	不明な点は、大分市総務部契約監理課に照会すること。 電話 097-537-5714

【別紙１】最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度のことである。

本市では、建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札において、最低制限価格制度を導入しており、以下のとおり取り扱うこととする。

1 対象案件

設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等

2 算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注１）「直接工事費の 97% の額」、「共通仮設費の 90% の額」、「現場管理費の 90% の額」、「一般管理費等の 68% の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注 2）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

（注 3）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7.5/10）を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は 9.2/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注 4）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額 (1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる) の合算額に、100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合 (小数第3位を四捨五入し、第2位までとする) とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の50%の額	—	6/10から8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10から8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10から8.1/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の50%の額	2/3から8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10から8/10

※ 詳細は「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照